いじめ対応連携支援マップ

～定義と相談先を共有し、早期の支援につなぐための資料～

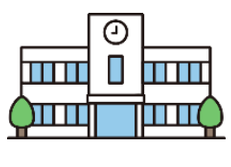

【学校・関係機関用】

いじめの理解と早期対応

（いじめ防止対策推進法 第２条第１項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

小さな苦痛も見逃さず、支援を始めるために

いじめを広く捉え積極的に認知することにより、児童生徒の苦痛に早く気付き、安全・安心して学ぶ機会を守ることにつながります。また、認知した事実は、学校が「組織」で対応し、児童生徒へのレッテル貼りや一方的な責任追及につながらないよう、状況に応じた支援・指導を行います。

具体例と指導の考え方

善意で勉強を教えようとした言動でも、相手が苦痛を感じた場合は、いじめとして認知・共有する必要があります。その場合は、双方の気持ちや背景を確かめ、「いじめ」という言葉を使わずに、関わり方を一緒に考えることも大切にします。

いじめの解消の判断

国の基本方針 平成29年3月改定

謝罪だけで判断せず、行為がやんだ状態の継続（少なくとも３か月を目安）と、本人が苦痛を感じていないことを本人・保護者への面談等で確認します。状況に応じて期間を延ばし、解消後も見守ります。

相談・連携窓口

学校は、いじめの事実を確認するとともに、学校の設置者に報告する義務があります。また、学校は、下記のような専門的な知見を有する機関の協力を得て、支援・指導を行うことが大切です。

学校・教育委員会・教育局

- 各学校
- 各市町の教育委員会
- 学校法人
- 北海道教育庁胆振教育局

家庭・地域等

- 家庭教育サポート企業

保健福祉 児童福祉 児童相談

- 胆振総合振興局保健環境部の
- 保健行政室
- 苫小牧地域保健室
- 児童相談室



法務局・人権擁護委員

- 札幌法務局室蘭支局、苫小牧支局
- 室蘭・苫小牧人権擁護委員協議会

警察

- 室蘭警察署
- 苫小牧警察署
- 伊達警察署
- 北海道警察少年サポートセンター



連絡先一覧等の掲載先二次元コード

※窓口等の電話番号等を記載しています。
上記以外の窓口も掲載しています。

令和８年度 胆振管内いじめ問題等対策連絡協議会

いじめ対応連携支援マップ

【共通】

～各機関の役割を共有し、児童生徒と保護者を支える連携～

学校



法第22条・第23条等

　教職員は一人で抱え込まず、疑いの段階から速やかに学校いじめ対策組織へ報告・共有します。

　組織で事実確認・安全確保・継続支援を行い、確認結果を学校の設置者に報告します。

　SC・SSW等と連携し、児童生徒と保護者を支えます。※SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー

教育委員会・学校法人

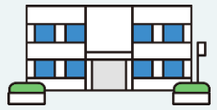

教育局と連携

　学校の対応を支援し、判断に迷う事案の相談や関係機関との連携を支えます。

　研修・啓発を進めるとともに、教育局を通じて北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームを派遣することができます。

　重大事態の疑いがある場合、学校の設置者又は学校がいじめ防止対策推進法（第28条）に基づき調査します。

保健福祉・児童福祉・児童相談



保健所・児童相談所・市町等

　子どもや家庭の困りごとに、各機関の専門性に応じて相談・支援を行います。

　心身の健康や養育・家庭環境の課題について、必要な機関や医療につなぎます。

　学校・SSW等と連携し、保護者自身への支援も含めて対応を考えます。



児童生徒・保護者

相談しやすい機関からつながり、必要な機関が協力します



北海道警察

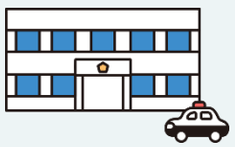

各警察署・少年サポートセンター

　学校からも、児童生徒・保護者からも直接相談できます。

　犯罪行為として扱われるべきいじめは早期に相談・連携します。生命・身体・財産に重大な被害のおそれがあるとき、学校は直ちに通報します。

　SNS等の問題やそれらに関わる予防教室の相談もできます。

法務局・人権擁護委員



人権相談・人権啓発

　人権相談や子どもの人権SOSミニレター等で相談を受け、必要に応じて調査・救済に取り組みます。

　学校や他機関の対応が必要な場合は連携し、適切な支援につなぎます。

　人権教室や啓発活動を通じて、いじめの未然防止に協力します。

家庭・地域等



PTA・社会教育関係団体・幼児教育施設等

　子どもの変化に気付き、話を聴いて、学校や関係機関への相談につなげます。

　SNS安全教室や人権等の啓発に協力します。

　幼児教育施設等と学校が、入学・進学時に必要な支援を引き継ぐなど、幼保小が連携して対応します。

日頃から担当部署・担当者を確認し、相談時に緊急性、役割分担、情報共有の目的・範囲、次の確認時期を協議します。

※個人情報の取扱いに配慮し、必要な情報を適切に共有します。

令和８年度 胆振管内いじめ問題等対策連絡協議会